政令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年九月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十七号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条の二第一項、第三十四条第二項、第三十八条第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）及び第五十条、同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第五十四条の二の規定により読み替えられた同法附則第五十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第五十四条の二の規定により読み替えられた同法附則第五十四条第二項の規定により読み替えられた同法第三十一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

（平成二十五年十月から平成二十六年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率）

第五条の二　平成二十五年十月から平成二十六年三月までの間における平成十三年統合法附則第三十一条の二第一項に規定する政令で定める率は、〇・九五三とする。

第十条第五項中「平成二十五年四月」を「平成二十五年十月」に、「〇・九六一」を「〇・九五三」に改める。

第十一条第二項中「平成二十五年四月」を「平成二十五年十月」に、「四百十万九千八百円」を「四百七万五千六百円」に、「二百五十三万八千四百円」を「二百五十一万七千三百円」に、「二百二十九万六千七百円」を「二百二十七万七千六百円」に改める。

第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十五年四月」を「平成二十五年十月」に、「〇・九六一」を「〇・九五三」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、「、平成十六年改正法」の下に「附則第五十四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法」を、「規定する」の下に「当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、平成十六年改正法附則第五十四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十四条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として」を加え、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第四条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、「について平成十六年改正法」及び「は、平成十六年改正法」の下に「附則第五十四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法」を加え、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第二項中「平成十六年改正法」の下に「附則第五十四条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年四月から同年九月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十五年四月から同年九月までの月分の平成十三年統合法附則第四十条第一項に規定する特例通算退職年金及び平成十三年統合法附則第四十三条第一項に規定する特例通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三